海田町立海田南小学校いじめ防止基本方針

１　策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、海田町として、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「海田町いじめ防止基本方針」を定め、国・県・町・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

２　いじめの定義等

(1) 定義

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第２条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係(*1)にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響(*2)を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

*1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級・ホームルームや部活動の児童等、塾やスポーツクラブ等、当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等と何らかの人的関係を指す。
*2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) 対応の留意点

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

ア　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を、表面的・形式的にすることなく、対象児童の立場に立つこと。

イ　いじめには、多様な態様があることに鑑み、「いじめ防止対策推進法」の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

ウ　いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第 22 条の「いじめ防止委員会」を活用して行うこと。

エ　けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が生じている場合もあるため、背景にある事情等の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

オ　対象児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないこと。

カ　「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応すること。

３　海田南小学校におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの児童にも起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) 児童の主体的な活動の支援

児童が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、児童会組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設置し、いじめ撲滅キャンペーンといった活動を行う等、児童の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている児童を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめ見逃しゼロ

児童のいつもと違う様子や人間関係の変化など、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施（個別面談の実施）、電話相談窓口等の周知等により、児童が不安や悩みを抱えこむことなく、相談できる環境を整備し、いじめを見逃さないための体制を構築する。

(5) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、「法」第 22 条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(6) 学校、家庭及び地域の連携

学校関係者、PTA や学校運営協議会及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体

で児童を見守り育てる。

子供たちは、地域社会の中で生活していることから、地域住民が子供たち一人一人をしっかりと見守り、子供たちの様子で気になることがあれば、すぐに連絡できるよう、学校と家庭及び地域が組織的に連携・協働するための体制を構築する。

(7) 関係機関との連携

いじめ事案への対応においては、児童の安全確保や心のケアを迅速に行うために関係機関（警察、町こども課（西部こども家庭センター）、医療機関、広島法務局等）と連携することが大切である。

また、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、学校と関係機関が適切な連携を行う必要があるため、平素から、関係機関等の担当者の連絡先の把握や、連絡協議会の開催等、情報共有の充実を図る。

4　海田南小学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、いじめの防止のため、「海田南小学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「海田南小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組を体系的・計画的に進める。

(1) 児童の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進

児童の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童が主体的に課題に挑戦することや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性を実感できることが大切である。

ア　多様性に配慮した「学校、学級づくり」を通して、共感的で相互扶助的な人間関係を構築する。

イ　対等で自由な人間関係を構築する居場所としての「学校、学級づくり」を通して、児童が自己存在感を感受し、学校も自分の居場所であると思えるようにする。

ウ　児童の自己決定の場を提供し、自分が誰かの役に立っていると思える自己有用感を育む。

エ　児童に何か困ったことや悩みが生じたときの「相談してみようかな」「困った、助けてほしい」という SOS を出しやすい、安全・安心な教育的環境を醸成する。

(2)「学校いじめ防止基本方針」の策定

「海田南小学校いじめ防止基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、特定の教職員が情報を抱え込まず、かつ、学校のいじめ事案への対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となることや、いじめ事案の発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童及びその保護者等に対し、学校生活を送るうえでの安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげることが大切である。

ア　自校の児童の実態や地域の実情を踏まえて策定する。

イ　いじめの未然防止やいじめの早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」など、いじめ防止等全体に係る内容とする。

ウ　「いじめ防止委員会」が組織的かつ実効的に機能するために、具体的な役割・取組等を明確に示す。

エ　いじめの防止に係る年間活動計画を明確に示し、実行性のあるものとする。

オ　アンケート調査、個人面談等の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対応について定めておく。

カ　保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とする。

キ　学校のホームページなどで公開するとともに、入学前の説明会、各年度開始時等に、児童、保護者及び関係機関等に説明する。

ク　策定した基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行う。

(3) いじめ防止等に係る組織

ア　いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織（「いじめ防止委員会」）を設置する。

イ　「いじめ防止委員会」を、校務運営組織に位置づける。

＜「いじめ防止委員会」の役割＞

①　いじめ未然防止

②　早期発見・早期対応

③　「いじめ防止基本方針」に基づく各種取組

ウ　「いじめ防止委員会」を機能化させる。

①　児童との信頼関係を構築する

②　発見する・気づく

・　いつもとの違い、児童、保護者からの相談・訴え等は必ず生徒指導主事等と連携する

③　つなぐ

・　生徒指導主事等は、把握した情報等を「いじめ防止委員会」につなぐ

・　管理職は緊急的な対応が必要か否かを判断するとともに、「いじめ防止委員会を」を開催する。

④　向き合う

・　迅速な対応

・　専門家や関係機関との連携

⑤　初動対応の機能化

・　特定の教職員の抱え込みを防ぐための心理的安全性の高い職場環境づくり

エ　必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家等との連携も図りながら対応し、より実効的な解決策を講じる。

(4) いじめの防止等に関する取組

ア　児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を進める。

イ　いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、海田町教育委員会、関係機関、

家庭及び地域社会との連携の強化など、必要な体制を整備する。

ウ　いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実等、必要な取組を行う。

エ　いじめの問題等について、児童が一人で悩むことがないよう、「24 時間子供 SOS ダイヤル」「いじめダイヤル 24」等、児童が気軽に相談できる体制を整備し、周知する。

オ　保護者が、法に規定された責務等を踏まえて、子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援を行う。

カ　「インターネットや SNS 等による投稿・拡散を通じて行われるいじめ」の未然防止及び早期対応に向け、警察と迅速に連携する体制を強化するとともに、保護者や関係機関と連携した取組を展開する。

キ　いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」のための方策等に関する研究及びその成果の普及を行う。

ク　いじめの実態把握の取組状況等、学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を進める。

ケ　いじめの未然防止や「いじめ見逃しゼロ」等に関する取組が、総合的かつ効果的に推進されるよう、校内の組織体制を整備する。

(5) いじめ未然防止等に係る児童への指導

ア　どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。

イ　社会体験や生活体験の機会を設け、生徒の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。

ウ　ソーシャルスキル・トレーニングやピア・サポート等を通じて、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。

エ　自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

(6) 児童の主体的な活動の支援

児童会組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設置し、生徒が主体的に活動できるよう支援する。

(7) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

ア　いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。

イ　いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。

ウ　いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的・計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。

エ　いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。

オ　いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。

カ　いじめ発生時の対応プログラムを作成する。

キ　必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

(8) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

(9) 重大事態発生時の対応

調査組織（プロジェクトチーム等）を編成するとともに、対応フロー図を作成する。

「重大事態」の定義（いじめ防止対策推進法第 28 条第１項による）

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。
一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(10) いじめの解消に向けた取組

認知したいじめ事案は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」２つの要件を満たし、他の事情も勘案して判断すること。

＜いじめ解消の要件＞

①　いじめに係る行為が止んでいること

対象児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや SNS を通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。

②　対象児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、対象児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。対象児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

＜留意すること＞

①　いじめの被害の重大性等から、さらに長期の取組・見守り等の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、海田町教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定すること。

②　相当の期間が経過するまでは、対象児童及びいじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視すること。

③　いじめが解消に至っていない段階では、対象児童を徹底的に守り通し、「いじめ防止委員会」において、いじめが解消に至るまで対象児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行すること。

④　いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校は、当該いじめの対象児童及びいじめを行った児童を、日常的に注意深

く観察すること。

５　重大事態への取組

重大事態が発生した場合、学校は、速やかに海田町教育委員会に報告するとともに、調査組織（プロジェクトチーム等）を編成し、調査等の適切な取組を行う。

(1) いじめの重大事態の基本的な考え方

ア　「生命、心身又は財産に重大な被害」については、対象児童の状況に着目して判断する。

・児童が自殺を企図した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合　　など

イ　「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、状況に応じて、海田町教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、海田町教育委員会の指導・支援の下で直ちにプロジェクトチーム等を編成し、調査等の適切な取組を行うこと。

ア　重大事態が発生した旨を、海田町教育委員会に速やかに報告する。

イ　調査組織を海田町教育委員会内に置き、教育委員会と協議の上、当該事案に対する校内組織を設置する。

キ　学校は、調査の結果を踏まえ、再発防止のための取組を行う。

６　「海田町いじめ防止基本方針」

「海田南小学校いじめ防止基本方針」は、ホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

平成 26 年４月１日策定
令和８年９月 30 日改訂